社会保険労務士名簿への紛争解決手続代理業務の付記の公告

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第14条の11の５の規定により社会保険労務士名簿に紛争解決手続代理業務の付記をした者を次のとおり公告します。

平成 21 年 11 月 30 日

全国社会保険労務士会連合会

登録番号	氏　名
平成21年10月15日付	
01090043	山内万里子
10070003	新井　健
20020015	横山　明彦
20080006	小川　広志
28070099	上野　留美
平成21年11月１日付	
11830463	河田　雅計
13010501	齊藤　博史
13020481	友部　泰孝
13080243	平井　千鶴
13970210	菊池　秀淑
14980024	岡　美佐子
15060015	武樋　正宏
22060027	山崎めぐみ
27010027	田村　欣弘
27010035	髙橋　陽子
27030071	松浦　克子
27070094	河内　清子
27990113	松井　浩一
30070006	藤本　量哉
38090013	朴　功一

弁理士登録公告

平成21年11月11日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

月　日	登録番号	氏　名
11月11日	16560	渡辺　一成
11月11日	16561	向　宣明
11月11日	16562	水谷　正子

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成21年９月16日	07312	菅原　一郎	死亡抹消
平成21年10月31日	14605	永田　貴久	申請抹消
平成21年10月31日	15070	荏原　雄一	〃
平成21年11月４日	06523	佐藤　安男	〃
平成21年11月４日	12281	鈴木　正夫	〃

弁理士数　8,196名
（平成21年11月11日現在）

平成 21 年 11 月 30 日　　日本弁理士会

平成 21 年度浄化槽管理士試験合格者

平成21年度浄化槽管理士試験（平成21年10月25日実施）の合格者を次の通り公告する。

平成 21 年 11 月 30 日

財団法人日本環境整備教育センター
理事長　入山　文郎

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
10007	10009	10010	10012	10014	10015	10023	10024
10043	10049	10062	10066	10070	10071	10072	10074
10076	10078	10086	10101	10102	10110	10111	10116
10120	10130	10133	20007	20013	20020	20026	20027
20032	20035	20037	20041	20044	20058	20059	20060
20069	20087	20100	20102	20108	20109	20114	20120
20130	20135	20137	20140	20147	20151	20156	20160
20161	20162	20164	20165	20170	20179	20186	20187
20189	20191	20197	20204	20207	20208	20220	20221
20222	20224	20225	20232	20235	20236	20244	20245
20257	20258	20260	20261	20262	20263	20267	20277
20279	20280	20284	20298	20300	20301	20305	20306
20313	20323	20328	20338	20339	20348	20352	20362
20368	20372	20376	20379	20402	20403	20419	30010
30011	30017	30023	30027	30031	30043	30045	30054
30058	30060	30063	30064	30068	30076	30080	30089
30091	30095	30103	30105	30112	30116	30119	30121
30123	30129	30131	30134	30138	30152	30154	30155
30156	30158	30165	30166	30172	30176	30187	30188
30194	30206	30209	30211	30212	30214	30218	30220
30221	30224	30226	30236	30238	30240	30245	30250
30254	30264	30269	30272	40006	40013	40014	40017
40019	40021	40022	40030	40031	40037	40041	40048
40049	40051	40052	40053	40064	40068	40069	40074
40076	40078	40079	40080	40092	40093	40094	40100
40107	40112	40115	40125	40129	40130	40137	40141
40143	40147	40149	40157	40159	40173	40174	40175
40200	40226	40233	40234	40243	40245	40270	40272
40305	40311	40319	40321	50006	50009	50010	50013
50019	50022	50024	50026	50027	50029	50031	50035
50037	50039	50041	50043	50054	50055	50056	50057
50065	50071	50075	50082	50083	50085	50093	50094
50101	50104	50112	50118	50120	50122	50136	50137
50144	50146	50160	50162	50163	50168	50169	50170
50171	50173	50181	50183	50184	50195	50208	

以　上

公示送達

徳永　一之氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成21年11月30日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀委員会平成21年綱第252～253号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本

平成 21 年 11 月 30 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１．懲戒の処分をした弁護士会　大阪弁護士会
２．懲戒を受けた弁護士
　氏　　名　黒川　　勉
　登録番号　15687
　事 務 所　大阪府大阪市北区西天満２－８－１大江ビル４階411
　黒川・谷法律事務所
３．懲戒の処分の内容　戒告
４．懲戒の処分が効力を生じた年月日
　平成21年10月13日

平成 21 年 11 月９日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１．懲戒の処分をした弁護士会　東京弁護士会
２．懲戒を受けた弁護士
　氏　　名　髙山　俊吉
　登録番号　11560
　事 務 所　東京都千代田区一番町15―１一番町ファーストビル２階
　高山法律事務所
３．懲戒の処分の内容　戒告
４．懲戒の処分が効力を生じた年月日
　平成21年10月30日

平成 21 年 11 月 10 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

東京弁護士会が平成20年５月９日に告知した同会所属弁護士　鈴木　久義　会員（登録番号10059）に対する懲戒処分（業務停止２月）について、同会員から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成21年10月27日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を変更し、同会員に対し、業務を１月間停止する旨裁決し、この裁決は平成21年11月６日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第３号の規定により公告する。

平成 21 年 11 月６日　　日本弁護士連合会